

第2回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成28年4月15日(金) 午後2時00分～午後3時50分
2. 会 場 保健福祉センター2階 健康研修室(役場本庁前)
3. 出席委員 【農業委員】(13人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、5番 濱口佳史、
6番 山中 譲、7番 金子孝子、9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、11番 篠田 開、
12番 福留康弘、13番 松本昌子、14番 吉尾好一、
【推進委員】(7人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、5番 篠田 博、
6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
(事務局 宮地、山本)
4. 欠席委員 (1人) 8番 伊芸精一
5. 議事日程
 - (1) 開会、会長より(選任書交付式)
 - (2) 自己紹介
 - (3) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (4) 議案第1号 農地法第3条許可申請(1件)
 - (5) 議案第2号 農地法第5条許可申請について(3件)
 - (6) 議案第3号 非農地証明願について(4件)
 - (7) 議案第4号 形状変更届に関する報告(1件)
 - (8) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - (9) 議案第6号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議(10) 閉会
◆その他の討議・報告事項について
次回定例会:5月6日(金)

6. 会議の概要

事務局 皆さんこんにちは、定例会を始める前に前回の組織委員会により農地利
最適化推進委員に選任された7人の方へ会長より選任書の交付式を行ない
ますので、名前を呼ばれた方から順に前の方へ出てきて下さい。
(会長より7人へ選任書が交付され、農業委員及び推進委員及び事務局の自己紹介
をした)

議 長 只今から第2回農業委員会4月定例会を開催いたします。
皆さんこんにちは、本日は農地利最適化推進委員の方も出席されました。
これから3年間よろしくお願ひします。
本日の欠席委員は、伊芸精一委員の1名ですので、本日の会は成立いたします。
本日の議事録署名人2名を指名させていただきます。本日の議事録署名人は藤田
清子委員と藤原 忍委員の両名にお願いします。
それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第1号農地法第3条許可申請

について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号の農地法第3条許可申請について説明を致します。議案書の1ページをご覧ください。譲り渡し人及び譲受人は議案書記載のとおりです。

申請地は黒潮町浮鞭字越前2155番1、畑、211㎡です、同所、同字、2155番3、畑、211㎡の計422㎡です。理由として譲渡人の要望であり高齢であり耕作出来ないで農地を譲りたいと言うことです。3ページから8ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し8ページの現況写真で説明した)

7ページの農地法第3条調査書を説明しますので7ページを開けていただけますか。

この調書の左側の項目が重要でしてこれをクリアしていないと3条の許可申請は許可できません。

農地法第3条の第2項1号ですが、全部効率利用されています。農作業従事者は本人と父です。2号、3号は適用ありません。第4号は年間300日ですので150日以上ですので問題ありません。5号は下限面積の30aを超える104aですので問題ありません。

6号は該当しません。7号の地域調和ですが野菜を栽培するので、周辺農地には特に影響はないと考えます。以上、農地法第3条調査書については各号に該当しないため3条許可申請は適当であると考えます。事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当の委員さんより説明をお願いします。

事務局 本日は担当委員が欠席ですので、事務局の方で担当委員に確認した所、十分な農地を耕作している方なので取得後の耕作も問題ないと言うことでした。

議長 事務局の調査の説明が終わりましたが、質問を受けたいと思いますこれについて何かございませんか。

(異議なし)

議長 他に意見はありませんか。無いようでしたら賛成される方の挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 議案第1号農地法第3条申請の1番は承認されました。

続まして議案第2号の農地法第5条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号の農地法第5条許可申請を説明しますので、再度1ページ表をご覧ください。番号1の譲渡人及び譲受人の住所と氏名は議案書記載のとおりです。申請理由は現在の墓地が窪川、佐賀間の高速道路の用地買収に係り、移転地として申請すると言うことです。申請地は黒潮町佐賀字穴ノ内2350番12、畑、8.98㎡です。すでに分筆されていてこの面積となっています。

9ページから16ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し16ページの現況写真で説明した)事務局からは以上です。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の調査説明をお願いします。
- 濱口委員 先日、事務局と弘瀬推進委員と3人で現地調査をしましたが、周辺は16ページの現況写真のとおりお墓となっていますので問題ないと思います。
- 議 長 担当委員の調査説明が終わりましたが、この件について質問、意見はありませんか。
- (質問・意見なし)
- 議 長 意見がないようですので、議案第2号の農地法第5条許可申請の1番について承認される方の挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議 長 議案第2号の農地法第5条許可申請の1番については承認されました。続いて2番の説明を事務局よりお願いします。
- 事務局 それでは再度1ページの表をご覧ください。譲渡人及び譲受人は議案書記載のとおりです。申請地は黒潮町入野字城山5619番1、畑、296㎡外29筆です。
- 田、264㎡、畑4,194.17㎡の計4,458.17㎡となります。譲渡人の一覧表は19ページ、許可を受けようとする土地は20ページの一覧表に記載しているとおります。理由ですが国道56号整備に伴う移転家屋の受入れ先の整備及び地区内の定住化を促進するため、高台への居住区形成も考慮し、申請地に新たな宅地を整備すると言う事です。
- 17ページから32ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。
- (位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し29～32ページの現況写真で説明した)
- 排水計画については、区域内の排水を一箇所に集める貯水池を整備しており問題ないと思います。又、区域の周辺は町道及び新設される国道に囲まれるので周辺農地への影響はありません。この案件は30a以上の面積の転用ですので、農業委員会で承認されましたら、今年度より県に上げる間で高知県農業会議の方へ諮問することとなります。その際は事務局が諮問会議で説明することとなります。事務からは以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました、続いて担当委員の調査説明をお願いします。
- 篠田委員 事務局より詳しい説明がありましたので、特にありませんが町の実施することですので問題ないと思います。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。この件について質問、意見はありませんか。
- 尾崎推進委員 これについては、宅地造成工事をすると言うことですが、町民の税金をつぎ込んで費用対効果があるのか疑問に思います。
- 議 長 費用対効果については議会で審議することであり、我々農業委員はそこまでのことは言えないと思います。農地転用について審議するのであって、事業費等について、又その費用対効果については別となります。
- 他に質問はありませんか。無いようでしたら議案第2号の農地法第5条許可申請の2番について承認される方の挙手をお願いします。
- (挙手多数)
- 議長 挙手多数により議案第2号の農地法第5条許可申請の2番について承認されました。

議 長 続いて議案第 3 号について事務局より説明をお願いします。
事務局 議案第 2 号について 1 件追加提案をお願いします。本日机の上に資料を配布していましたが、そちらの資料をご覧ください。赤字で議案第 2 号追加提案と記している資料です。それでは説明します。

2 ページの表をご覧ください。譲渡人及び譲受人は議案書記載のとおりです。申請地は黒潮町佐賀字小馬地 2764 番、田、499 m²です。理由は実家に近く、慣れ親しんだ環境であり、子どもを親に見てもらおうのに都合が良い。又、日当たりが良く、子どもを育てるための環境が良いということです。1～10 ページの位置図等の添付資料で説明し、8 から 10 ページの現況写真で説明した。

尚、この土地は農用地区域内の農地であり、農用地区域の徐外申請の許可が降りている農地であり、500 m²以上の転用は難しいので、分筆して 499 m²としていることを申し添えます。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の調査説明をお願いします。

濱口委員 先日、推進委員の弘瀬さんと事務局とで現地確認をしました。隣接地の同意も取れていると言う事ですので、転用に関しては問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終わりましたが、この件について意見、質問はありませんか。

(意見、質問なし)

議 長 それでは、議案第 2 号の 5 条許可申請の追加議案である 3 番について承認される方の挙手をお願いします。(挙手全員)

挙手全員でありますので、議案第 2 号の 5 条許可申請の 3 番は承認されました。

続いて議案第 3 号の非農地証明願について 4 件ありますので、1 番から順に事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第号の非農地証明願を説明しますので、ページの方をご覧ください。4 件ありますが 1 番から説明します。願出人は議案書記載のとおりです。願いで地は黒潮町佐賀字穴ノ内 2407 番、畑、26 m²です。願出理由は耕作不便地であったことから、数十年前から耕作を放棄していたもので、10 年前に別地にあった大田家の墓を申請地に移設し現在に至っているということです。

33 ページから 37 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 37 ページの現況写真で説明した)

現状は個人で数十年前より土砂を埋めた所であり、地盤も固く農地への復帰は無理な状況であり認めて良いと思います。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当委員の説明をお願いします。

濱口委員 現況は事務局の説明のとおりかなり固い地盤であり、農地としての耕作は難しいので非農地として認めて良いと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。

(異議なし)

議 長 議案第 3 号の非農地証明願の 1 番について承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 議案第 3 号の非農地証明願の 1 番は承認されました。
続いて 2 番を事務局より説明願います。

事務局 それでは再度 2 ページを開けて下さい。願出人は議案書記載のとおりです。願出地は 3 筆あります。①黒潮町入字十割 744 番、畑、119 m²。②同所、同字、746 番、田、231 m²。③同所、同字、748 番 1、田、279 m²の以上 3 筆で合計面積は 629 m²です。

願出理由は、②746 番の土地は昭和 63 年に取得し、平成元年に建築用の作業場として新築、それに伴い①744 番の土地も作業所と一体となって使用し宅地となっている。東側の③748 番 1」の土地も平成 10 年に増築し、現在に至っていると言う事です。38 ページから 43 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 42、43 ページの現況写真で説明した)

現況写真を見ていただければ分かるように現在は宅地となっていますので非農地として認めて良いと判断します。事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。

篠田(開)委員 先日、現地を見てきましたが事務局の言うように宅地となっている土地です。ですので認めて良いと思います。

議長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。

(異議なし)

議長 承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 議案第 2 号の非農地証明願 2 番は挙手全員により承認されました。

続いて 3 番を事務局より説明願います。

事務局 それでは再度 2 ページを開けて下さい。願出人は議案書記載のとおりです。願出地は黒潮町加持字杉尾分 2683 番 1、田、191 m²です。

願出理由は、60 年以上前から宅地となっていて、今でも母屋は残っている。更地部分にも 2 年前に取壊すまでは納屋及び乾燥場が建っていたと言う事です。44 ページから 48 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 48 ページの現況写真で説明した)

現況写真を見ていただければ分かるように現在は宅地となっていますので非農地として認めて良いと判断します。事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。

宮川委員 先日、事務局と現地を見てきましたが事務局の言うように宅地となっている土地です。ですので認めて良いと思います。

議長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。

(異議なし)

議長 承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 議案第 2 号の非農地証明願 3 番は挙手全員により承認されました。

続いて 4 番を事務局より説明願います。

事務局 それでは再度 2 ページを開けて下さい。願出人は議案書記載のとおりです。願出地は黒潮町上田の口字休場 781 番、畑、19 m²です。

願出理由は、平成 10 年月日不詳耕作放棄。平成 13 年月日不詳原野となり、平成 19 年 11 月 2 日より戸田卓也が物置場として使用し今日に至る。今後も農に復元することはないと言う事です。49 ページから 53 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 53 ページの現況写真で説明した)

現況写真を見ていただければ分かるように現在は雑木が繁茂していて、農地としては困難ですので非農地として認めて良いと判断します。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。

尾崎委員 先日、事務局と現地を見てきましたが事務局の言うように雑木が繁茂している状況となっている土地ですので認めて良いと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。

(異議なし)

議 長 承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 議案第 2 号の非農地証明願 3 番は挙手全員により承認されました。

続いて議案第 4 号の形状変更届を事務局より説明願います。

事務局 それでは 2 ページをご覧下さい。形状変更届を説明します。届出人は議案書記載のとおりです。届出地は黒潮町入野字龍王 2030 番イ、田、171 m²です。

届出理由は田を埋立て畑として耕作したいと言うことです。

54 ページから 59 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 58、59 ページの現況写真で説明した)

現況の写真を見て分かるように役場駐車場で、大方バイパスの買収により道路より低い農地ではありますが、これを道路の高さまで嵩上げすると言う事です。隣接地の方の同意も取れていますので問題ないと思います。隣接地が既に参考写真のように形状変更届が出ている土地であり、隣接していますので同じように盛り土するので問題ないと判断します。事務局からは以上です。

議 長 これは報告事項であり、隣接地の方の同意も取れていますので問題ないと思います。

続いて議案第 5 号の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは本日配布した A4 の横開きの資料をご覧ください。4 月 18 日に公告する予定となっていますが、整理表を見て下さい。(整理表を読み上げて説明した) 事務局からは以上です。

議 長 これは利用権の設定でありますので問題ないと思います。続いて議案第 6 号の認

定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、本日配布した A4 の縦の資料をご覧ください。借入希望者名及び借入金額等を説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。(なし)

議 長 それでは承認でよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 議案第 6 号の認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議については承認されました。

つづきまして、その他の件について事務局より説明をお願いします。

事務局 次回の定例会は 5 月 6 日 (金) 予定していますのでよろしくをお願いします。

議 長 次回の定例会は 5 月 6 日 (金) ということとします。

本日は長時間審議いただきましてありがとうございました。これにて閉会とします。本日は長時間ありがとうございました。

(午後 3 時 50 分終了)

議事録署名人 (署名・捺印)

議長

委員

委員